

# 令和7年度高取町物価高騰対策商品券協力店舗取扱実施要項

## 1. 目的

本事業は、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金／重点支援地方交付金を活用し、町内において、「たかとりん地域応援券」を全住民に配布することによって、町民による地域内消費の下支えを通じて、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者の支援をすることを目的に実施します。

## 2. 発行する商品券

- (1) 名 称 たかとりん地域応援券（以下「商品券」という。）
- (2) 流通総額 8,857.5万円（1人あたり1,000円×15枚=15,000円）
- (3) 発行部数 約5,905冊
- (4) 利用期間 令和8年6月1日～令和8年12月31日

## 3. 商品券の基本的な取扱い

- (1) 商品券は、商品の販売やサービスの提供などの支払いに利用できます。
- (2) 商品券を両替等によって現金化することはできません。
- (3) 商品券の額面に満たない利用であっても、釣銭は出せません。額面を超える支払金は現金等で受け取ってください。
- (4) 利用期間を過ぎたものや、他市町村の発行した商品券、他店の署名もしくは押印がされたものについては受け取らないでください。換金にも対応しません。
- (5) 商品券は店舗で冊子から決済に必要な枚数分だけ切り離して下さい。利用者が誤って切り離した場合には綴りの提示確認を行って下さい。
- (6) 商品券の紛失、盗難、滅失又は偽装、変造、模造に対して、商工会はその責を負いません。

## 4. 商品券の利用対象にならないもの

- (1) 換金性の高いもの。（有価証券、商品券、ビール券、図書カード、プリペイドカード、印紙、切手など）
- (2) 現金との換金、金融機関への預入。
- (3) 医療保険や介護保険等の一部負担金。（処方箋の必要な医薬品を含む。ただし、介護保険に係る住宅改修費、福祉用具購入費は除く。）
- (4) 土地及び家屋の不動産及び金融商品の購入。
- (5) 協力店自らの事業上の取引。（商品の仕入れ等）
- (6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）  
第2条に規定する性風俗関連特殊営業、設備を設けて客に射幸心をそそる恐れのある営業及び食事の提供を主目的としないキャバレー、クラブ、待合などに要する支払い。
- (7) 国や地方公共団体等への支払い。（税金、電気、ガス、水道料金等の公共料金）
- (8) 酒類、タバコの購入。

(9) 協力店が特別に指定した商品・サービス。

## 5. 協力店参加資格

(1) 高取町内に立地する店舗・事業所があること。

(2) 「令和7年度高取町物価高騰対策商品券事業実施要綱」および「令和7年度高取町物価高騰対策商品券協力店舗取扱実施要項」を遵守できること。

なお、商品券が利用できるのは町内の店舗に限ります。

(3) 次のいずれにも該当しないもの。

- 商品券が利用できない商品・サービスのみを取扱うもの。
- 特定の宗教・政治団体と関わる場合や公序良俗に反する営業を行っているもの。
- 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律77号)第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているもの。

## 6. 協力店の責務

(1) 協力店であることが分かるよう、商工会が後日配布する掲示物等を利用者の目に付きやすい場所に掲示してください。

(2) 利用者が商品券を持参したときは、受け取る前に他市町村の商品券ではないか、正規のものであるか、また、表面あるいは裏面に他店名の記入がないか等を確認の上、商品券額面分の商品の販売、サービス等の提供を行ってください。差額が生じる場合に釣銭は支払わないでください。

(3) 明らかな偽造等の不正利用の疑いがあるときは、商品券の受取を拒否するとともに速やかに商工会に申し出てください。

(4) 利用済みの商品券は、他店での再利用を防止するため、表面の所定欄に直ちに店名等を記入(スタンプ可)してください。

(5) 商品券の交換、譲渡、売買は行わないでください。利用期間中において正規に利用された商品券のみ換金可能です。

(6) 協力店自らの事業上の取引(商品の仕入れ等)に利用しないでください。

(7) 利用済み商品券の紛失や盗難、換金期限切れ等による損失は協力店の債務とします。

(8) 「高取町物価高騰対策商品券協力店舗参加申込書(様式第1号)」の記載事項に変更があった時は、速やかに商工会に届け出してください。

(9) その他商工会からの指示を遵守してください。

## 7. 協力店の登録手続き

### (1) 申込方法

協力店の登録を希望する事業者は、「高取町物価高騰対策商品券協力店舗参加申込書(様式第1号)」に必要事項を記入し下記へ郵送してください。

### (2) 提出先

高取町商工会 たかとりん地域応援券担当係

〒635-0154 高市郡高取町観覚寺 990番地1 高取町商工会内

(3) 封入用チラシ掲載に係る受付締切

令和8年2月27日(金)まで

(4) 協力店の承認

申込み後、協力店舗として承認され次第、通知します。

(5) その他

ア 登録料は不要です。

イ 町内に複数の店舗等があり、それぞれ店舗の登録を希望する場合には、店舗ごとに  
「高取町物価高騰対策商品券協力店舗参加申込書(様式第1号)」を提出してください。

ウ ポスターや商品券見本等の資材は後日配布します。

## 8. 商品券の換金

(1)換金方法

協力店は、下記の3点を持参ください。後日、換金申請書に記載された指定口座へ換金額を振り込みます。

- ・登録事業者証(様式第2号)
- ・利用済み商品券(表面に店名を記入等したもの)
- ・高取町物価高騰対策商品券換金申請書(様式第3号)

(2)換金受付期間

原則的に下記日程で換金申請を受け付け、毎月15日頃および月末頃に振込を行います。

	受付締切日	振込日
第1回	令和8年 6月15日(月)	令和8年 6月30日(火)
第2回	令和8年 6月30日(火)	令和8年 7月15日(水)
第3回	令和8年 7月15日(水)	令和8年 7月31日(金)
第4回	令和8年 7月31日(金)	令和8年 8月17日(月)
第5回	令和8年 8月17日(月)	令和8年 8月31日(月)
第6回	令和8年 8月31日(月)	令和8年 9月15日(火)
第7回	令和8年 9月15日(火)	令和8年 9月30日(水)
第8回	令和8年 9月30日(水)	令和8年10月15日(木)
第9回	令和8年10月15日(木)	令和8年11月2日(月)
第10回	令和8年11月2日(月)	令和8年11月16日(月)
第11回	令和8年11月16日(月)	令和8年11月30日(月)
第12回	令和8年11月30日(月)	令和8年12月15日(火)
第13回	令和8年12月15日(火)	令和8年12月31日(木)
第14回	令和9年 1月 4日(月)	令和9年 1月15日(金)

## 9. 協力店の取消等

協力店が、事業実施要綱および本要項に違反する行為を行ったと認められる場合は、換金の拒否や協力店の登録を取消し、又は損害金の返還請求等を行うことがあります。

### <問い合わせ先>

高取町商工会 たかとりん地域応援券担当係  
〒635-0154 高市郡高取町観覚寺 990番地1 高取町商工会内  
TEL : 0744-52-3168 (平日 : 9:00~17:00、12/29~1/3 除く)  
FAX : 0744-52-4522